

1. 健康・医療関連2法が平成26年5月23日に成立

- 「健康・医療戦略推進法」（「健康・医療戦略推進本部」を平成26年6月10日に設置）
 - ・「健康・医療戦略」と「医療分野研究開発推進計画」の作成及び実施の推進
 - ・「医療分野の研究開発関連予算等の資源配分方針」と「日本医療研究開発機構の業務運営の基本方針」の作成
- 「独立行政法人日本医療研究開発機構法」（日本医療研究開発機構を平成27年4月1日に設立予定）
 - ・予算を集約化し、3省で行っていた医療分野の研究開発業務を機構が一体的に実行

2. 健康・医療戦略（閣議決定）

世界に先駆けて超高齢社会を迎える我が国にあっては、健康長寿社会の形成に向け、世界最先端の医療技術・サービスの実現による、健康寿命の延伸が重要な課題。

- ・基礎から実用化までの一貫した研究開発の推進等により世界最高水準の技術を用いた医療の提供に寄与
- ・健康長寿社会の形成に資する産業活動の創出、海外展開の促進により、我が国経済の成長、海外における医療の質の向上に寄与

医療分野の研究開発

新産業の創出

医療の国際展開

医療のICT化

- ・2020年頃までに10種類以上のがん治療薬の治験開始
- ・2020年頃までに創薬ターゲットの同定(10件) 等

- ・2020年までに健康増進・予防、生活支援関連産業の市場規模を拡大(4兆円→10兆円)

- ・2020年までに海外に日本の医療拠点を創設(3カ所→10カ所度) 等

- ・2020年までに医療・介護・健康分野のデジタル基盤を構築 等

3. 医療分野研究開発推進計画（本部決定）

【医療分野の研究開発に係る課題】

- ・文部科学省、厚生労働省、経済産業省が、バラバラに研究開発を実施し、基礎から切れ目なく研究開発を支援する体制が不十分。
- ・臨床研究・治験の実施体制が不十分で新薬の創出に時間がかかる。

基礎研究と臨床現場の間の循環を構築

- ①基礎的な研究
 - ②臨床への橋渡し
 - ③医療現場での利用
 - ④効果の評価と新たな課題設定
- 倫理社会との協働

10の基本方針

- ・基礎研究成果を実用化につなぐ体制の構築、
- ・再生医療等の世界最先端の医療の実現に向けた取組、
- ・公正な研究を行う仕組みの整備、 等

機構に期待される機能

- ①医療に関する研究開発のマネジメント、
- ②臨床研究及び治験データマネジメント、
- ③実用化へ向けた支援、
- ④研究開発の基盤整備に対する支援、
- ⑤国際戦略の推進

9つの連携プロジェクト

- ①医薬品創出、
- ②医療機器開発、
- ③再生医療、
- ④オーダーメイド・ゲノム医療、
- ⑤がん、⑥精神・神経疾患、⑦難病、 等

※医療分野の研究開発関連予算は対前年度比で大幅に増（約1,000億円→約1,400億円（調整費含む））

4. 健康・医療戦略の推進体制

